

日本私立学校振興・共済事業団が達成すべき助成業務
に係る業務運営に関する目標（中期目標）

令和4年7月21日
文 部 科 学 省

目 次

(序文)

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
2. 中期目標期間	1
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
3. 1 補助事業	2
3. 2 貸付事業	3
3. 3 経営支援・情報提供事業	4
3. 4 寄付金事業	5
3. 5 学術研究振興基金・資金事業	6
3. 6 減免資金交付事業	7
4. 業務運営の効率化に関する事項	
4. 1 効率的な業務運営体制の確立	7
4. 2 経費等の見直し・効率化	7
4. 3 契約の適正化	8
5. 財務内容の改善に関する事項	
5. 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	8
5. 2 財務内容の管理の適正化	8
5. 3 人件費の適正化	9
6. その他業務運営に関する重要事項	
6. 1 内部統制に関する事項	9
6. 2 情報セキュリティに関する事項	9
6. 3 事業に関する情報開示	10
6. 4 施設・設備に関する事項	10
6. 5 人事に関する事項	10
6. 6 研修等助成に関する事項	11

※「3.」の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、「3. 1」～「6. 6」の各項目を評価の単位とする。

(序文)

日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）第26条の規定により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が達成すべき助成業務に係る業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

我が国の学校教育における私立学校が果たす重要な役割にかんがみ、教育基本法（平成18年法律第120号）、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）等に基づき、国及び地方公共団体は私立学校の自主性を尊重し、公共性にも十分配慮しつつ、私立学校教育の振興に努めているところである。

事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付、資金の貸付け、受配者指定寄付金の受入れ・配付、学術研究振興資金の交付、経営相談その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行い、もって私立学校教育の振興に資することを目的としている。

また、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第10条に規定する私立大学等における授業料等減免費用に充てるための資金（以下「減免資金」という。）を交付する業務を行うこととしている。

18歳人口の大幅な減少期を迎え、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されること、また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）等の政府方針において、教育へのアクセス向上や大学教育の質の向上、経営力強化などが掲げられたことなど、国の施策と連携した私立学校に対する事業団の支援の充実等が一層求められている。

このような理念のもと、第3期中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間の業績についての評価結果や、「日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）見直し内容」（平成29年8月25日文部科学省）等を踏まえ、事業団の助成業務に関する事務及び事業について見直しを行った結果、平成30年4月からの中期目標は以下のとおりとする。

（別添）政策体系図

2. 中期目標期間

事業団の助成業務は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図

り、私立学校の教育の振興に資することを目的として実施されており、成果を得るまでには相当の期間を要するものが多く、中長期的観点から目標を定める必要があることから、中期目標の期間は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

「補助事業」「貸付事業」「経営支援・情報提供事業」「寄付金事業」「学術研究振興基金・資金事業」の各種事業を総合的かつ効率的に実施するため、本法人の有する情報・知見を活かし、文部科学省と連携の下、これらの事業を通じた、各私立大学等における教育条件や研究環境の向上に向けた取組を促進する方策や、地域に貢献する私立大学等の支援方策、経済的負担軽減方策等について検討し、必要な措置を講ずる。併せて、各事業の成果・効果の周知を通じた私立学校の改善取組の促進や経営支援を行うとともに、各事業の不断の改善・見直しを行うなどのPDCAサイクルの構築に向けた検討を行い、必要な措置を講ずる。

また、「減免資金交付事業」については、私立大学等の学生の修学に係る経済的負担の軽減を図るため、減免資金の適正な交付を実施する。

3. 1 補助事業

- (1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守した適正な配分を行う。
- (2) 文部科学省の政策に沿って、配分方法を適時適切に見直すとともに、各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況等に応じた増減の厳格化など、一層のメリハリある配分・重点支援を実施する。併せて、補助金の効果的・効率的な交付に資するため、補助事業の効果検証を行う。
- (3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、補助金の適正な使用を徹底するため、補助金説明会の充実等の取組を行い、各私立大学等の補助金制度への理解を深める。

<指標>

- ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分、文部科学省の政策に沿った配分方法の見直し、メリハリのある配分が行われたか。また、補助事業の効果検証が行われたか（有識者の意見を参考に判断する）
- ・補助金説明会の実施回数及びアンケートにおける理解度：実践編9回以上、基礎編8回以上（平成28年度実績値：実践編9回、基礎編8回）、理解度90%

以上（平成 28 年度実績値：実践編 94%、基礎編 87.5%）

- ・アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図ったか

〈関連指標〉

- ・各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足状況、教育情報・財務情報の公表状況：平成 29 年度実績値（又は平成 30 年度実績値）を基準とする。

〈目標水準等の考え方〉

- ・各私立大学等に対する適正な補助金の配分、文部科学省の政策に沿った配分方法の見直し、メリハリのある配分が行われたか。また、補助事業の効果検証が行われたか：有識者の意見を参考に判断する。
- ・補助金説明会の実施回数及びアンケートにおける理解度：達成された場合、B 評価とする。
- ・アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図ったか：達成された場合、B 評価とする。
- ・補助金の配分の基礎となる各私立大学等の教育研究の質の向上に資する取組、定員充足の状況、教育情報・財務情報の公表状況について、増減の厳格化など一層メリハリある配分・重点支援を実施した効果を検証する必要があることから、平成 29 年度実績値（又は平成 30 年度実績値）と比して、改善状況を毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。

〈重要度〉

- ・私学助成の配分見直し等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」にも掲げられており、喫緊の課題であるため、重要度を「高」とする。

3. 2 貸付事業

- (1) 学校法人等の資金需要を踏まえて貸付規模を適切に把握するとともに、貸付財源を安定的に確保する。また、学校法人等のニーズに応じた利便性の向上に努めるなど、必要に応じ融資制度の見直しを行う。
- (2) 適正なリスク管理を行うことにより、総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を抑制するとともに、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、「経営支援・情報提供事業」と連携し、自ら改善等を行うよう促すなど、貸付債権の確実な回収に努める。

〈指標〉

- ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか
- ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の改善に向けた取組が行われたか
- ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：融資制度 89%以上、利便性 70%以上（平成 25～平成 28 年度実績平均値：融資制度 89%、利

便性 70%)

- ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：2.1%以下（第1期中期目標期間～第3期中期目標期間(平成28年度まで)実績平均値：2.13%)
- ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合：95%以上（平成28年度実績値(9月・3月)：95%)

〈関連指標〉

- ・貸付規模（平成25年度、平成26年度及び平成28年度実績平均値）：593億円

〈目標水準等の考え方〉

- ・学校法人等の需要等を踏まえた財源を確保できたか：達成された場合、B評価とする。
- ・学校法人等のニーズを把握し、融資制度の一層の改善に向けた取組が行われたか：達成された場合、B評価とする。
- ・学校法人等の満足度調査における、「満足した」の割合：達成された場合、B評価とする。
- ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：達成された場合、B評価とする。
- ・9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた学校法人等の割合：達成された場合、B評価とする。
- ・貸付規模：学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する

3. 3 経営支援・情報提供事業

- (1) 私立学校への支援について、事業団の有する情報・知見を更に活かせるよう、事業横断的に支援できる体制等を構築する。また、学校法人の経営に関する指導及び助言を行う文部科学省と連携し、大学教育の質の向上や経営の安定化等に向け、私立学校の教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の充実を図るとともに、経営相談等の取組を強化する。
- (2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、好事例を含めた私立学校の教育及び経営等に関する各種情報を積極的に私立学校に提供するとともに、経営相談等にも活用する。

〈指標〉

- ・事業横断的に支援できる体制等が構築されたか
- ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえた項目の追加・見直し等の改善が図られたか
- ・好事例・特色ある取組の収集・提供件数：10件/年以上

- ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：中期目標期間中に80%以上

〈関連指標〉

- ・学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った件数及び割合（平成28年度実績値）：127件、100%
- ・経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合（平成25年度相談分実績）：51.9%
※相談を受けた年度を含めた過去3年間の収支差額の平均と経営相談後3年間の収支差額の平均の比較
- ・経営相談の件数（平成25～平成28年度実績平均値）：72件

〈目標水準等の考え方〉

- ・事業横断的に支援できる体制等が構築されたか：達成された場合、B評価とする。
- ・私立学校のニーズを適切に把握できたか。また、事業団が自ら発信する私立学校の教育及び経営等に関する各種情報について、私立学校のニーズ等を踏まえた項目の追加・見直し等の改善が図られたか：達成された場合、B評価とする。
- ・好事例・特色ある取組の収集・提供件数：達成された場合、B評価とする。
- ・経営相談を受けた学校法人のうち、大学教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合：達成された場合、B評価とする。
- ・学校法人等からの依頼に基づき情報提供を行った件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。
- ・経営相談を受けた学校法人のうち、経営が改善された学校法人の割合：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。
- ・経営相談の件数：私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想されるため、学校法人等の求めに応じて実施した情報提供・経営相談の状況や、その成果を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。

〈重要度〉

- ・18歳人口の大幅な減少期を迎え、私立学校における経営環境が一層厳しくなることが予想され、これまで以上に、事業団による支援が求められていることから、重要度を「高」とする。

3. 4 寄付金事業

- (1) 学校法人等の多元的な財政基盤を確立するため、学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実を図るとともに、広く社会に向けて、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の更なる周知などの支援を行う。
- (2) 平成30年度から新たに資金を交付する「若手・女性研究者奨励金事業」については、制度の更なる周知を図るなど、寄付金確保の取組を充実する。

〈指標〉

- ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：経済団体等への訪問等件数21件以上（平成28年度実績値:21件）、学校法人等の研修会における周知活動件数12件以上（平成29年度上半期実績値:6件）
- ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：第4期中期目標期間中に1.5億円以上

〈関連指標〉

- ・学校法人等における毎年度の寄付金の受入れ金額（平成23～平成27年度実績平均値）：約2,100億円

〈目標水準等の考え方〉

- ・学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等の周知が充実されたか：達成された場合、B評価とする。
- ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の受入れ金額：目標以上に寄付を受け入れた場合はA評価以上を検討し、目標に達しなかった場合においても寄付金の獲得に向けた取組がなされている場合はB評価とする。
- ・学校法人等における毎年度の寄付金の受入れ金額：学校法人等の寄付金募金活動に対する支援の充実には、学校法人等における寄付金の受入れ金額を把握する必要があることから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。

〈難易度〉

- ・「若手・女性研究者奨励金事業」に係る寄付金の募集については、制度が開始されたところであり、今後制度の周知や寄付金募集活動を通じて得られる社会からの要望等を奨励金に反映することにより、寄付者の拡大と定着を進めていく必要があることから、難易度が高いと認められる。そのため難易度を「高」とする。

3. 5 学術研究振興基金・資金事業

私立大学等における学術研究の充実を図るため、基金の運用等により財源を確保し、安定的な支援を行う。

〈指標〉

- ・「学術研究振興資金」を安定的に交付するための財源を確保できたか：80

百万円以上（平成 28 年度実績値：80 百万円）

〈目標水準等の考え方〉

- ・「学術研究振興資金」が安定的に交付するための財源を確保できたか：達成された場合、B 評定とする。

3. 6 減免資金交付事業

各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。

〈指標・目標水準の考え方〉

- ・関係法令及び交付要綱を遵守して適正に交付されたか：達成された場合、B 評定とする。

4. 業務運営の効率化に関する事項

4. 1 効率的な業務運営体制の確立

- (1) 「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の実現に向け、私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行うとともに、企画立案機能を強化する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・組織や人員配置の見直しを適切に行ったか：「3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の評定を参考に判断する。

- (2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

4. 2 経費等の見直し・効率化

事業団の助成業務の運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直しを進めるとともに、収入の適正化等による自己収入の確保・増に努め、経費の見直し、効率化を進める。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・一般管理費の金額（171 百万円以下（平成 25～平成 28 年度実績平均値：171 百万円））：達成された場合、B 評定とする。

- ・自己収入額（8百万円以上（平成25～平成28年度実績平均値：8百万円））：達成された場合、B評定とする。
- ・自己収入の増・確保及び経費の効率化を図るための取組が行われたか：達成された場合、B評定とする。

4. 3 契約の適正化

事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札による。また、一般競争入札のうち結果として一者応札となった場合、要因の分析を行うなど改善に向けた取組を行う。併せて、契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表する。

〈指標・目標水準の考え方〉

- ・一者応札について改善に向けた原因の分析又は取組が行われたか：達成された場合、B評定とする。

5. 財務内容の改善に関する事項

5. 1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現

- (1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営を行う。
- (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、収益の確保・増に努める。併せて、私立学校施設の耐震化を促進するため、平成23年度から平成27年度に実施した耐震改築低利融資事業による事業団の財政運営への影響が縮小する第4期中期目標期間中に当期純損失の発生を解消する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・収支計画に沿った運営が行われたか。収益の確保・増に向けた取組が行われたか。また、第4期中期目標期間中に当期純損失の発生が解消されたか：達成された場合、B評定とする。

〈関連指標等〉

- ・利息収支差（貸付金利息から支払利息を控除）：毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。
- ・貸付規模：学校法人等の需要により変動するものの、事業団の業務運営に影響を及ぼすことから、毎年度確認し、著しく増減があった場合、評価に考慮する。【再掲】

5. 2 財務内容の管理の適正化

事業毎に厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を踏まえ事業への経費配分や業務運営の効率化に反映させるとともに、財務状況等の健全性・透明性を確保する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・事業毎の評価・分析を踏まえた経費配分等が行われたか。また、財務状況等の健全性・透明性を確保するための取組が行われたか：達成された場合、B評価とする。
- ・総貸付残高に対するリスク管理債権の割合：達成された場合、B評価とする。【再掲】

5. 3 人件費の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・毎年度検証し、給与水準等を対外的に公表する。：達成された場合、B評価とする。

6. その他業務運営に関する重要事項

6. 1 内部統制に関する事項

法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の目的を有効かつ効率的に果たすため、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。また、各部署は当該監査において指摘された事項について、改善する：達成された場合、B評価とする。

6. 2 情報セキュリティに関する事項

引き続き、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定）」に沿って策定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・毎年度、全職員を対象とした研修を実施する：達成された場合、B 評定とする。
- ・情報セキュリティ内部監査の実施：情報セキュリティ監査計画を策定し、2 年間で全ての部署に対して監査を行う：達成された場合、B 評定とする。

6. 3 事業に関する情報開示

- (1) 私立大学等経常費補助金の交付先・客観的指標の反映状況等の事業に関する情報や、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。
- (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・事業に関する各種情報の開示件数（100 件以上（平成 25～平成 28 年度実績平均値：100 件））：達成された場合、B 評定とする。
- ・公表が義務付けられている情報のホームページでの公表が速やかに行われたか：達成された場合、B 評定とする。

6. 4 施設・設備に関する事項

事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・中期計画等で定める計画に沿って改修が進められたか：達成された場合、B 評定とする。
(計画に基づき、改修を行わない年度については評定を付さない。)

6. 5 人事に関する事項

人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により業

務に必要な専門知識の向上等を図る。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・毎年度、役職等に応じた研修を実施する：達成された場合、B評定とする。
- ・毎年度、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する：達成された場合、B評定とする。【再掲】

6. 6 研修等助成に関する事項

私立学校教育の振興上必要と認められる私立学校の教職員の研修等に対する助成事業を計画的に実施する。

〈指標・目標水準等の考え方〉

- ・中期計画等で定める計画に沿って助成されたか：達成された場合、B評定とする。
(計画に基づき、日本私立学校振興・共済事業団法第23条第5項に定める残余が生じない場合は評定を付さない。)

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)に係る政策体系上の位置付け

国の政策目標・方針等

○文部科学省の政策目標

政策目標 6 私学の振興

私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る。

施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

○教育振興基本計画

基本施策 2 9 私立学校の振興

【主な取組】財政基盤の確立とメリハリある資金配分、多面的な資金調達の促進、学校法人に対する経営支援の充実 等

○私立学校振興助成法

第1条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

第11条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法の定めるところにより、この法律の規定による助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

○経済財政運営と改革の基本方針、日本再興戦略 等

事業団の役割・位置付け等

日本私立学校振興・共済事業団

⇒ 中間団体としての役割

(設立の目的) 日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。

補助事業：私立大学等経常費補助金の交付

貸付事業：学校法人等に対する施設設備整備その他経営のために必要な資金の貸付

経営支援・情報提供事業：学校法人等に対する経営支援・情報提供

助成事業：私立学校教職員の研修に対する助成金の交付

受配者指定寄付金事業：学校法人に対する受配者指定寄付金の受入と配布

学術研究振興基金事業：学術研究振興基金の募金と学術研究振興資金の交付

減免資金交付事業：各私立大学等に対する減免資金の交付

私立高等学校等経常費助成費補助、施設費補助、私立学校に対する指導・助言等

都道府県

私立学校教育の振興

国(私学助成等)

私立大学等経常費補助

学校法人等